


※注意：このシートは横浜市  
ホームページ等で公開されます。

No. 20

まちづくりコーディネーター 登録シート（閲覧用）①

フリガナ	サカ タ カズ モ			
氏名	坂 田 一 茂			
派遣希望区	<input checked="" type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> ( ) 区			
支援専門分野（注1）		支援専門分野の内容		
ルール又はプランづくり等	<input type="radio"/>	建築協定 <span style="border: 1px solid black;">地区計画</span> 地域まちづくりルール 地域まちづくりプラン 景観協定 景観計画 まち普請事業 その他 ( )		
市街地開発事業等	<input type="radio"/>	<span style="border: 1px solid black;">再開発</span> 区画整理		
防災まちづくり等		まちの不燃化推進事業 共同建替え 防災マップづくり 耐震改修 狭あい道路整備 防災広場整備		
その他関心のあるテーマ	防災 防犯 商店街活性化 水・緑 歴史 文化 アート 地域交通 福祉 教育 その他 ( )			
※得意とする支援の内容・関心のあるテーマを丸印で囲んでください（複数回答可）。該当するものが無い場合は、その他の欄に記入してください。				
所属するまちづくり支援団体				
※横浜市に登録されたまちづくり支援団体に所属している場合は、団体名を記入してください。				
支援専門分野に関する支援の実績等	支援専門分野の内容・支援可能なテーマ	地区名	時期	支援内容等 ※ 支援の成果も含め、できるだけ具体的にお書きください。
	地区計画	上大岡C南 再開発促進地区	平成16年～ 平成17年	再開発促進地区の地区計画案の策定支援 ・企画書の作成 ・説明会の開催 ・地権者リスト作成及び同意書の取得 平成17年3月 再開発促進地区地区計画認可
	市街地再開発事業	上大岡C南地区	平成9年～ 平成22年	事業立ち上げのコーディネート業務 ・地権者調整 ・基本計画案の立案 ・事業計画の策定 ・事業実施 平成17年3月 都市計画決定 平成18年2月 組合設立認可 平成18年11月 権利変換認可 平成22年3月 建物竣工

（注1）支援分野は、横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱の別表第1を参照してください。

※注意：このシートは横浜市の  
ホームページ等で公開されます。

まちづくりコーディネーター 登録シート（閲覧用）②

支援専門分野に関する支援の実績等	市街地再開発事業	上大岡C北地区	平成20年 ～平成28年	街づくりコーディネーターとしての派遣業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>再開発事業の仕組みに関する勉強会開催</li> <li>基本計画案の立案</li> <li>意向調査の実施</li> <li>市街地再開発事業の立ち上げ組織設立支援</li> <li>平成24年6月 市街地再開発準備組合設立</li> <li>準備組合設立後の都市計画に向けての調整業務</li> </ul>
	地区計画	エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区	平成27年 ～平成28年	地区計画の区域拡大に伴う変更案の策定支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画図書の作成支援</li> <li>区域変更に伴う既存都市計画の内容との調整</li> <li>国家戦略特区、都市再生特区、市街地再開発事業と地区計画変更案の整合調整</li> <li>周辺地域への周知の説明会の開催</li> <li>平成28年度都市計画決定予定</li> </ul>
	市街地再開発事業	横浜駅きた西口鶴屋地区	平成23年 ～平成28年	事業立ち上げのコーディネート業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>地権者調整</li> <li>基本計画案の立案</li> <li>事業計画素案の策定</li> <li>平成28年度都市計画決定予定</li> </ul>

まちづくりに関するPR

市街地再開発事業のコンサルタントとして、開発区域内の権利者の合意形成、事業の仕組みの説明、周辺地区への計画内容の説明、都市計画等各種申請手続きを行っています。

市街地再開発事業は、初動期の合意形成から建物完成までに10年以上かかることが珍しくなく、「根気と忍耐」が必要になります。特に利害関係のある方の調整は、「落としどころ」にどう誘導するのかが一番の課題となります。この課題を解決する特効薬はないため、地道に理解できる接点を探していくしかありません。

市街地再開発事業は個々の権利者の立場を理解・把握し、全体計画に希望を反映させ、権利変換計画の仕組みやその中で生じる数々の調整事項について、「できること、できないこと」を納得してもらえらるまで、話しをする事が重要と考えています。

個人的なPRとしては、相手の話をよく聞き、その中で誤った認識を改めていただくこと、過度の期待感を持たれないように、「夢」を持たせすぎないように注意しながら業務を進めます。

また、市街地再開発事業にかかわる業務が主業務ではありませんが、権利者との調整の他、都市計画手続（地区計画・市街地再開発事業）、横浜市環境影響評価条例や大規模小売店舗立地法のに基づく手続きや調整、説明会等も経験していますので、事業の取りかかりから完了に至るまでの各種手続き、スケジュールに関する助言もできます。